

P T A 会 則

神津島村立神津小学校 P T A

P T A 会則改定日：令和 4 年 1 2 月 1 6 日

※資料印刷日：令和 6 年 4 月 3 日

神津島村立神津小学校 P T A 会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、神津小学校 P T A と称し、事務所を神津小学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校及び社会における児童の幸福とその円満な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 活 動

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. よりよい父母・教職員となるための諸活動
2. 公教育を理解し推進するための協力活動
3. 児童の校外生活指導に協力するための活動
4. 学校行事の円滑な運営に協力するための活動
5. 会員相互の意識向上・親睦をはかるための活動
6. その他 目的達成に必要な活動

第 4 章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよらず、また、営利的行為は行わない。
2. 本会は、目的を同じにする他の団体や機関と協力する。
3. 他のいかなるものの支配・統制・干渉を受けない。
4. 学校と P T A は、相互に干渉することなく尊重しあう。

第 5 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 神津小学校に在籍する児童の父母・またはこれに代わる者。
2. 神津小学校に勤務する教職員。

第 6 条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。

第6章 会 計

- 第7条 本会の経費は、会費とその他の収入をもって、これにあてる。
- 第8条 会費の額は、総会の承認を受けて月額250円とし、前期・後期の2回に分けて納入する。
(会費の納入は、入会の月から退会の月までとする。)
- 第9条 本会の経費の運用は、総会において承認された予算にもとづいて行われる。
- 第10条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 役 員

- 第12条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 3名（内1名は副校長）
 3. 書 記 2名（内1名は教職員）
 4. 会 計 2名（内1名は教職員）
- 第13条 役員の任期は1年を原則とする。（最長2年間）
- 第14条 役員の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、会を代表し会務を遂行する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
 3. 書記は、総会・役員会・運営委員会等の案内通知および会議記録その他の庶務を行う。また、総会・運営委員会の議事内容を全家庭に通知する。
 4. 会計は、会費の徴収・金銭出納・年度末決算等の会計事務にあたる。
- 第15条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
1. 会長・副会長は、全学年の会員の中から会員が直接選挙により選出する。
ただし、会計については2年～5年の会員の中から直接選挙により選出し、他役員と兼務しない。
 2. 会長が任期中にやむを得ず退任する場合は、新年度新たに選挙を行う。

3. 会長・副会長・会計の三役は任期終了後、小学校在籍中は有資格者でも選挙名簿不掲載を選挙管理委員会に希望することができる。希望した場合は、三役に再任しない。また、過去に選出された三役も同上とする。（令和元年5月13日総会にて改正承認）
4. 書記は、会長が全会員の中から指名する。

第8章 会 議

第16条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総会は、定期総会・臨時総会とする。
2. 総会は、本会の最高議決機関である。
3. 定期総会は、年1回6月までに開き、次の事項を審議決定または承認する。
 - ①本会の会則に関する事
 - ②前年度の事業報告及び決算報告
 - ③新役員の承認
 - ④事業計画及び予算に関する事
 - ⑤その他、本会の活動に必要な事項
4. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。
5. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席できない場合は、委任状をもって出席と認める。

第17条 本会に次の役員会・運営委員会を置く。

1. 役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
2. 役員会は、会務の円滑な執行をする。
3. 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計ならびに学年委員長及び専門部長をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
4. 運営委員会は、予算書・決算書・事業計画の作成ならびに総会までの重要案件を立案し、総会の決定事項及び必要な会務の実行にあたる。

第18条 校長は、全ての会に出席し意見を述べることができる。

第 9 章 専 門 部

第 1 9 条 本会に、第 3 条の活動を円滑に行うための組織として次の通り 4 つの専門部を置き、その必要な事項は別に定める。

- ①文化部
- ②広報部
- ③校外指導部
- ④体育部

第 1 0 章 学 年 P T A

第 2 0 条 本会に、会の活動に協力する組織として各学年に学年 P T A を置き、その必要な事項は別に定める。

第 1 1 章 選 挙 管 理 委 員 会

第 2 1 条 本会に、選挙管理委員会を置き、その必要な事項は別に定める。

第 1 2 章 会 計 監 査

第 2 2 条 本会に、会計監査を置く。

1. 会計監査委員は 2 名とし、会長が全会員の中から指名する。
2. 会計監査委員は、会計監査を行い、監査結果を総会で報告する。
3. 会計監査委員の任期は、1 年とする。

第 1 3 章 附 則

第 2 3 条 本会の運営に関する必要な項目は細則で定める。

第 2 4 条 この会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 2 5 条 この会則は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日から改定し、実施する。

神津小学校 P T A 細則

第 1 章 選 挙 管 理 委 員 会

第 1 条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、PTA 役員（会長・副会長・会計）をもって構成する。

1. 選挙管理委員は、互選により選挙管理委員長（以下「委員長」という）を選出する。
2. 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

第 2 条 役員選挙は、次の方法による。

1. 会 長 1 名 副会長 2 名 会計 1 名
2. 選挙は、無記名投票による。
3. 投票用紙は、委員会で定めたものとする。
4. 投票を行うときは、選挙名簿を配布する。

第 3 条 委員会は、選挙の結果について当選者の承諾を得た後、総会に報告し承認を得る。

第 4 条 委員会は、その任務を終了したとき解散する。

第 2 章 専 門 部

第 5 条 専門部の構成は、次のとおりとする。

1. 会員は、全ての専門部に所属する。
2. 専門部の構成は、全会員が文化部、広報部、校外指導部、体育部のいずれいれかに属し、それぞれの専門部の活動をする。
3. 専門部ごとに、部長 1 名、副部長 2 名（内 1 名は教職員）を互選により選出する。
4. 部長・副部長の任期は、1 年とする。
5. 専門部会は、必要に応じて随時開く。
6. 専門部会は、部長が召集する。

第 6 条 部長は、専門部を代表して本会の運営委員になる。

第 7 条 専門部の活動内容は、概ね次のとおりとする。

①文化部

- ・会員の教養を高めるとともに、会員相互の親睦を図る活動。
- ・学校行事等の運営に協力する活動。

②広報部

- ・ P T A 広報の発行に関する活動。

③校外指導部

- ・ 児童の校外生活指導に協力する活動。
- ・ 学校との共催行事である『マラソン大会』に協力する活動。
- ・ 長期休業中における児童の生活指導に協力する活動。

④体育部

- ・ 運動を通して、会員相互の親睦を図る活動。
- ・ 学校との共催行事である『遠泳大会』に協力する活動。

第 3 章 学 年 P T A

第 8 条 学年 P T A は、その学年の父母、またはこれに代わる者と学年担任をもって構成し、父母会員の中から学年委員 3 名を選出する。

1. 学年委員の任期は 1 年とする。
2. 学年委員は、互選により学年委員長を選出する。
3. 学年 P T A は、必要に応じて随時開く。
4. 学年 P T A は、学年委員長が召集する。

第 9 条 学年委員長は、学年を代表して本会の運営委員となる。

第 1 0 条 学年委員は、学年 P T A の自主的な方法で選出する。ただし同一人が 2 学年にわたって選出されている場合は、上級学年を優先する。

第 4 章 附 則

第 1 1 条 本会の慶弔等に関する内規は別に定める。

第 1 2 条 この細則は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日から改定し、実施する。

神津小学校 P T A ・ 慶弔等に関する内規

- 第1条 本会の会員ならびにその家族等に対する慶弔について、次のように定める。
- 第2条 会員に慶事がある場合は、次のとおりとする。
- ①教職員の結婚の場合 金10,000円
- ②教職員が転退職の場合 金5,000円
- 第3条 会員に事故あるときは、次のとおりとする。
- ① 弔慰金
- ・会員死亡の場合 金20,000円
 - ・教職員会員の配偶者の場合 金5,000円
 - ・会員の児童が死亡の場合 金10,000円
- 第4条 用務員・警備員等の場合、会員の内規に準ずる。
- 第5条 内規の適用及び金額の改正については、運営委員会で決定し執行できる。ただし、定期総会で報告しなければならない。
- 第6条 この内規は、昭和53年2月18日から実施する。

附 則

平成7年3月16日 改正、実施。